

# 国立大学法人電気通信大学基金運営委員会規程

令和 2年 3月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学基金に関する規程（以下「基金規程」という。）第10条第2項の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学基金運営委員会（以下「基金運営委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 基金運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 情報理工学域長
- (3) 大学院情報理工学研究科長
- (4) 電気通信大学同窓会員のうちから学長が委嘱する者 若干人
- (5) その他学長が必要と認める者 若干人

2 基金運営委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議事項)

第3条 基金運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 大学基金の事業計画に関すること。
- (2) 大学基金の受入れ及び運用に関すること。
- (3) 大学基金の予算及び決算に関すること。
- (4) その他大学基金の管理及び運営に関する重要事項

(委員の任期)

第4条 第2条第4号から第5号までに規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 基金運営委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、基金運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 基金運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 基金運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 基金運営委員会は、大学基金の事業計画の策定等に関し必要と認めるときは、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 基金運営委員会の事務は、総務部総務企画課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、基金運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。